平成２３年（フ）第１８号
京都府綾部市西原町北中山28番地
債務者　上田建設有限会社
代表者代表取締役　上田　陽介
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午前11時
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
香川県高松市鬼無町是竹350番地20
債務者　有限会社コーシン
代表者代表取締役　生西　幸信
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　賢一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時20分
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１７４号
香川県高松市鬼無町是竹350番地20
債務者　五色台産業株式会社
代表者代表取締役　生西　幸信
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　賢一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０３号
群馬県前橋市朝倉町266番地１
債務者　株式会社ティーディーワイ前橋
代表者代表取締役　高橋　　淳
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後１時30分
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第９２号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目16番１号
債務者　有限会社寿屋
代表者代表取締役　金子　三夫
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時30分
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２２４号
愛知県岡崎市戸崎町字藤狭20番地263
債務者　服部　修之
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿讃坊明孝
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年９月５日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
福岡県田川郡福智町金田1057番地１
債務者　野田　重孝
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　康祐
4　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年９月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１８３号
香川県高松市春日町1524番地
債務者　宮脇　光宏
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　晶子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３１４号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目22番地の36、前住所兵庫県尼崎市東園田町３丁目22番地の54
債務者　竹内　義夫
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　延澤　信博
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５７号
仙台市青葉区宮町３丁目６番13号　ＭＩＫビル303
債務者　谷本　敬造
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎也
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前11時55分
6　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
京都市中京区壬生相合町32番地　マンション大宮221、住民票上の住所京都市中京区壬生御所ノ内町21番地８
債務者　田中　祐一
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古家野晶子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
福岡県飯塚市下三緒171番地180
債務者　池永　豊水
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　尚志
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９３号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目21番12号
債務者　金子　三夫
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第９４号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目21番12号
債務者　金子　ツル
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第９５号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目21番12号
債務者　金子　良成
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
前橋地方裁判所太田支部